

佐賀県規則第 6 号

佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則及び佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

(佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則(平成 23 年佐賀県規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(自立訓練の対象者)</p> <p>第 5 条の 2 略</p> <p>(利用者及び利用定員)</p> <p>第 6 条 センターの利用者は、<u>条例第 1 条の 2 に掲げる者であって自立訓練に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)</u>第 19 条の規定により市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用承認)</p> <p>第 7 条 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けるためセンターを利用しようとする者は、利用申込書(様式)に法第 22 条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(自立訓練等の対象者)</p> <p>第 5 条の 2 略</p> <p>(利用者及び利用定員)</p> <p>第 6 条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)</u>第 5 条第 1 項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を受けることができる者は、<u>条例第 1 条の 2 に規定する者で自立訓練に係る法第 19 条の規定による市町村の介護給付費等を支給する旨の決定を受けたものとする。</u></p> <p>2 <u>法第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業を受けることができる者は、条例第 1 条の 2 に規定する者で法第 51 条の 17 第 1 項に規定する計画相談支援事業対象障害者等とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(利用承認)</p> <p>第 7 条 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けるためセンターを利用しようとする者は、<u>指定障害福祉サービス利用申込書(様式第 1 号)</u>に法第 22 条第 8 項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援を受けるためセンターを利用しようとする者は、指定計画相談支援利用申込書</u></p>

改正前	改正後
<p>(特に要する費用)</p> <p>第8条 条例第3条第2項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>様式(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">利用申込書</p> <p>略</p>	<p>(様式第2号)を所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(特に要する費用)</p> <p>第8条 条例第3条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、指定障害福祉サービス及び法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援において提供される便宜に要する費用のうち、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">指定障害福祉サービス利用申込書</p> <p>略</p>

様式に次の1様式を加える。

様式第2号(第7条関係)

指定計画相談支援利用申込書

年 月 日

佐賀県立地域生活リハビリセンター 所長 様

(申込者)

住所

(電話番号)

氏名

利用者との続柄等

次のとおり指定計画相談支援を受けたいので申し込みます。

利用希望者	住所	(電話番号)		
	ふりがな 氏名			
	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女
備考				

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～保護課 略</p> <p>地域生活リハビリ課</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行い、<u>及びこれ</u>に付随して必要な助言等を行うこと。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～保護課 略</p> <p>地域生活リハビリ課</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する<u>特定相談支援事業及び同法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行い、<u>並びにこれら</u>に付随して必要な助言等を行うこと。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。